

5 . 学生生活

【概要】

本会計大学院では、学生生活を支援・指導していくための体制を整備している。その概要は以下の通りである。

学生生活全般に関する相談として、定期的な学生相談会の開催、メール相談サービスを実施し、学生の経済的支援体制としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省教育訓練給付制度を利用可能としている。本会計大学院独自の奨学金制度は有していないが、特徴的な制度として「長期履修学生制度」を設けている。

また、学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制については、毎年4月に健康診断を実施している他、外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談窓口を設置している。各種ハラスメントに関する相談体制としては、本会計大学院を含む全学を対象とした「ハラスメントの防止等に関する規程」および「ハラスメント防止等に関するガイドライン」を制定し、ハラスメント対策委員会を設置するとともに、2007年度には公益通報・相談窓口も設置している。

修了後の進路に関する助言・指導を行う組織として「進路支援センター」を設置しており、常時専門職員を配置して学生からの相談や就職等に関する情報の提供を行っている。

なお、本会計大学院では、公認会計士、税理士、米国公認会計士その他資格合格者、ならびに企業・団体等において会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定していることから、平日夜間と土日中心の授業実施を行っている他、「欠席フォロー制度」、「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」等の整備により社会人学生を受け入れるための支援体制を充実させている。

また、定期的に学生に対しアンケートを実施することや事務局受付に設置している「ご意見箱」に学生から意見・要望を随時受け付けるといった方法により、学生からの声を継続的に検証する仕組みも確立している。

項目	評価の視点	レベル	
5-1	学生生活に関する支援・指導体制が確立しているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、学生生活に関する支援・指導体制については以下の通り確立している。

【学生生活に関する支援・指導】

定期的な学生相談会の開催

学生相談会は、履修指導，学修上の相談，学生生活上の相談または将来のキャリア構築

についての相談を目的として、任意参加で実施している。これは、教員および事務局が被相談者となりで学生個人個人の相談に応じるもので、直接面談方式で実施している。2008年度においては、9月に実施し、学生一人一人の履修上の相談、学生生活上の相談、キャリアプランについての個別相談に応じている。また、現職を有する社会人を考慮し、学生個々の都合に合わせて予約制で実施している。もっとも、学生部受付窓口は平日は20:30まで開室し、事務局職員は平日22:00まで待機しているので、現職を有する社会人を含め随時事務局員が相談を受け付けられる体制となっている。

メール相談サービスの実施

メール相談サービスは、本会計大学院の想定する主たる学生像が、有資格者や企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等であることに鑑み、また、現に在学生の半数以上が仕事を有する社会人学生であるという特殊性に配慮し、24時間受付可能な学修指導・学生生活相談として実施している。電子メールによる指導・相談は、時間を特定したうえで実施するオフィスアワーに比べ、仕事を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルにも対応できる利点があることから、授業科目ごとの学修指導の他、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。電子メールによる相談では、教員と学生の媒介を事務局員が行うが、返信によって相談に応ずるよりもむしろ、直接の面談をすることが適切であると教員が判断した場合は、学生の事情を鑑みつつ適宜面談を設定している。

【学生に関する経済的支援】

奨学金制度

学生の経済的支援体制としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省教育訓練給付制度を利用可能としている。本会計大学院独自の奨学金制度は有していないが、特徴的な制度として「長期履修学生制度」を設けている。本年度(2008年10月1日現在)在学生50名中、奨学金利用者は第一種・第二種あわせて15名、教育訓練給付制度利用者は9名、長期履修学生制度適用者は14名である。

長期履修学生制度

「長期履修学生制度」は、「学生が職業を有する等の理由により標準修業年限で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度」(長期履修学生制度規則第2条)であり、長期履修学生制度の利用を願い出ることができる者を、「在職者(臨時雇用を含む。)であって、著しく学習時間の制約を受ける者、家事、育児、介護等に従事している者であって、著しく学習時間の制約を受ける者、その他、研究科において長期履修学生制度を利用する相当の理由があると認める者」(長期履修学生制度規則第3条)としており、学生生活支援の一環としても位

置づけている。また、「長期履修期間の年間授業料は、規定の授業料に標準修業年限数を乗じて得た額を長期履修期間として許可された在学年限数で除した額とする」(長期履修学生制度規則第 8 条)としており、標準修業年限で学修する学生と比べ授業料の増額はなため、学生の経済的支援としての性格も有する制度である。なお、本年度(2008 年 10 月 1 日現在)においては、在学 50 名中長期履修学生制度適用者は 14 名となっている。

< 根拠資料 >

- ・ 資料 1 - 3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・ 資料 2 - 1 : LEC 会計大学院 2008 年度 学生便覧
- ・ 資料 5 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学 学生生活ガイド(平成 20 年度)
- ・ 資料 5 - 3 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 長期履修学生制度規則
- ・ 資料 5 - 4 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 奨学金返還免除候補者選考規程
- ・ LEC 会計大学院ホームページ「入学案内 / フォローシステム」

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/support/index.html>

項目	評価の視点	レベル	
5-2	学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。		

< 現状の説明 >

本会計大学院においては、学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制については、以下の体制にて整備している。

本会計大学院では、学生の健康管理のため、毎年 4 月に健康診断を実施している他、外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談窓口の設置や学校医(本学各キャンパスが提携している医療機関)の提携を行っている。

外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談は、まずは電話かメールでの相談の後、必要に応じて面接相談を行っている。健康相談については、保健士や看護師、栄養士やソーシャルワーカーなどの専門スタッフが対応し、メンタルヘルス相談については、精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士などのカウンセリングスタッフが対応し、健康相談・メンタルヘルス相談共に年中無休 24 時間受付可能となっている。

上記の健康相談・メンタルヘルスケア相談窓口については、オリエンテーション / 履修説明会時に学生に配布し案内するとともに、学生部窓口受付、学生ラウンジにも掲示し、周知を図っている。

< 根拠資料 >

- ・ 資料 2 - 1 : 2008 年度 LEC 会計大学院 学生便覧

- ・資料 5 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学 学生生活ガイド(平成 20 年度)
- ・資料 5 - 6 : 健康相談・メンタルヘルスケア相談窓口案内リーフ

項目	評価の視点	レベル	
5-3	各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、各種ハラスメントに関する規定および相談体制については以下の通り整備を行っており、また学生にも周知している。

本学では、本会計大学院を含む全学を対象とした「ハラスメントの防止等に関する規程」および「ハラスメント防止等に関するガイドライン」を制定し、ハラスメント対策委員会を設置しており、事務局は学生部が所管している。事務局は、ハラスメント防止の啓発活動、ガイドラインの策定、再発防止策の実施と教職員への告知を行う。

学生には、オリエンテーション / 履修説明会時に、ハラスメント防止の注意喚起を行うとともに規程や相談体制について説明している。

万一、ハラスメントが行われた場合は、申立人（本学全ての学生と全ての教職員）は、相談委員に相談し、相談委員は委員長に報告する。委員長は、案件に応じて順次段階的に、斡旋委員、紛争処理委員、評議委員を選定し、紛争処理案を検討する。評議委員は、紛争処理案を学長に報告し、学長は、紛争処理の実施について決定する。

また、本学では、教育研究に伴う不正行為の早期発見を促し、重大な問題を未然に防ぐことを目的として、2007 年度から公益通報・相談窓口を設置している。公益通報・相談窓口は、本学すべての学生と全ての教職員が利用でき、副学長または外部の弁護士に直接通報・相談できるものである。この窓口の案内は、オリエンテーション / 履修説明会時に説明するとともに、学生部窓口受付、学生ラウンジにも掲示し、周知を図っている。

<根拠資料>

- ・資料 2 - 1 : LEC 会計大学院 2008 年度 学生便覧
- ・資料 5 - 1 : LEC 東京リーガルマインド大学ハラスメントの防止等に関する規程
- ・資料 5 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学 学生生活ガイド(平成 20 年度)
- ・資料 5 - 5 : 公益通報・相談窓口利用規定

項目	評価の視点	レベル	
5-4	奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、奨学金その他学生への経済的支援について以下の通り相談・支援体制を整備している。

学生の経済的支援体制としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省教育訓練給付制度を利用可能としている。なお、本会計大学院独自の奨学金制度は現在のところ有していないが、特徴的な制度として「長期履修学生制度」を設けている。なお、「長期履修学生制度」の詳細については、5-1に既述の通りである。

本年度（2008年10月1日現在）の在学生50名中、奨学金利用者は第一種・第二種合わせて15名、教育訓練給付制度利用者は9名、長期履修学生制度適用者は14名となっている。

<根拠資料>

- ・資料1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料2-1：2008年度 LEC 会計大学院 学生便覧
- ・資料5-2：LEC 東京リーガルマインド大学 学生生活ガイド(平成20年度)
- ・資料5-3：LEC 東京リーガルマインド大学大学院 長期履修学生制度規則
- ・資料5-4：LEC 東京リーガルマインド大学大学院 奨学金返還免除候補者選考規程
- ・LEC 会計大学院ホームページ「入学案内 / 奨学金制度・教育訓練給付制度・長期履修学生制度」

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/scholar.html>

項目	評価の視点	レベル	
5-5	学生の課程修了後を見越したキャリア教育開発とともに適切な助言・指導の体制が整備されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、学生の課程修了後を見越したキャリア教育開発およびこれを助言・指導する体制を以下の通り整備している。

まず、本会計大学院では、進路支援センターを設置しており、特に在職者でない学生の修了後のキャリアに関する助言・指導体制を整備している。また5-1で既述の通り、学生相談会やメール相談サービスによる助言・指導も整備している。

その他、本会計大学院の特徴から、以下のことが言える。

教員に現役の実務家教員が多い。そのため、学生は授業を通じて実務のダイナミズムを肌で感じることができ、将来のキャリア開発の機会を得られる。

本会計大学院では、演習指導科目を設けている。これらの科目では、学生と指導教員との連携が密であり、学生は指導教員から修了後を見据えたキャリア開発に関する

る助言を受けることができる。

監査法人へのインターンシップや課外授業で法律事務所の訪問などを通じて、学生が実務に触れられる機会を提供している。

本会計大学院の特徴として学生に有職者が多い。そのため、学生同士の交流を通じて修了後を見越したキャリア開発のための啓発の機会を得られる。

これらの他、在院生と修了生の懇親の場を設けるなど、世代間の交流を図ってもらうことにより、キャリア開発の一助としてもらうことも検討中である。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2 - 1 : 2008 年度 LEC 会計大学院 学生便覧
- ・資料 5 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学 学生生活ガイド(平成 20 年度)

項目	評価の視点	レベル	
5-6	学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。		

< 現状の説明 >

本会計大学院においては、学生の進路選択に関わる相談・支援体制については以下の通り、整備している。

本会計大学院は、学生の進路指導を専門に行う「進路支援センター」を設置している(「進路支援センター」は総合キャリア学部との共有施設となっている)。

この「進路支援センター」には専従の常勤職員が配置されており、修了後の進路に関する助言や指導を学生が随時求めることができる体制が整えられている。

「進路支援センター」には企業等からの求人情報が揃えられていることはもとより、就職に関する書籍が 100 冊程度、面接対策等に関するビデオ 20 本がそれぞれ用意されており、学生が随時閲覧・視聴できるようになっている。

また、学生の要望により実務家教員が進路相談に対応している。自らの経験に基づいて、受験や実務に関するアドバイスを行っている。

さらに、学校設置会社が運営する人材紹介部門とも適宜連携し、会計専門職の求人情報などを提供している。

< 根拠資料 >

- ・資料 1 - 3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2 - 1 : 2008 年度 LEC 会計大学院 学生便覧
- ・資料 5 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学 学生生活ガイド(平成 20 年度)

・資料5-7：会計関連の就職・派遣紹介に関する案内リーフレット

項目	評価の視点	レベル	
5-7	身体に障がいのある者を受け入れるための適切な支援体制等が整備されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、身体に障がいのある者を受け入れるための支援体制を以下の通り整備している。

身体に障がいのある学生の受け入れに関する本会計大学院の現状は、以下の通りである。

本会計大学院の授業棟および大学院専用自習室が配置されている校舎には全てエレベーターが完備されている。よって、足に障がいを持つ学生については、現状においても十分受け入れ可能である。また、授業の板書に関しても、既に「欠席フォロー制度」が存在するため、本会計大学院のティーチング・アシスタント（TA）が作成している。よって、ノートテイクが既に事実上用意されている状況にある。なお、実際に障がい者を受け入れるとなれば、介助者を配置、履修上の特別措置の制度化等、制度面・人的支援の面で対応策に努める。

他方、施設・設備面の対策については必ずしも即応できないのが実情である。その理由は、本会計大学院は構造改革特別区域法に基づく特例措置821(801-1)(校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業)の適用を受け開設された専門職大学院であり、校地・校舎の大部分が借用物件である。従って、本会計大学院使用設備のバリアフリー化を図る際には本会計大学院の一存では決められず、賃貸人との交渉が必要になるという特殊事情が存在するためである。

以上より、障がいを持つ学生については、本会計大学院の現状の設備のまま制度面と人的支援面を充実させることによって学修が可能になる場合においては、受け入れが可能と考える。また、制度面と人的支援面の充実によって学修が可能となる場合には、本会計大学院では最大限支援するよう努める。

項目	評価の視点	レベル	
5-8	留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制として以下の通り整備を行っている。

【留学生受け入れのための支援体制】

留学生については、学生部に留学生課を設置し、留学生固有の各種手続について受け入れ体制を整えているが、本年度（2008年5月1日現在）までにおいては、留学生の受け入れ実績はない。

【社会人学生受け入れのための支援体制】

本会計大学院では、公認会計士、税理士、米国公認会計士その他資格合格者、ならびに企業・団体等において会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定していることから、社会人学生の履修に配慮し、平日夜間と土日中心の授業実施を行っている。その他、「欠席フォロー制度」と「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」等により社会人学生を受け入れるための支援体制も充実させている。

「欠席フォロー制度」

主として仕事を有する社会人学生が、仕事の都合等により授業を欠席した場合、欠席日時の授業を、自身の都合に合わせて、メディア（DVD）で補講できる制度である。もちろん履修上の出席扱いにはならないが、欠席した場合の補講としての利用ばかりではなく、出席した授業の復習が何度でも行えるという点で利便性が高い制度である。

「長期履修学生制度」

「学生が職業を有する等の理由により標準修業年限で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度」（長期履修学生制度規則第2条）である。標準修業年限で学修する学生と比べ授業料の増額はないため、学生の経済的支援としての性格も有する制度である。なお、制度の詳細については、5-1に既述の通りである。

「メール相談サービス」

本会計大学院の想定する主たる学生像が、有資格者や企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等であることに鑑み、また、現に在学生の半数以上が仕事を有する社会人学生であるという特殊性に配慮し、24時間受付可能な学修指導・学生生活相談として実施している。電子メールによる指導・相談は、時間を特定したうえで実施するオフィスアワーに比べ、仕事を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルにも対応できる利点があることから、授業科目ごとの学修指導のほか、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。

<根拠資料>

- ・資料1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料2-1：2008年度 LEC 会計大学院 学生便覧
- ・資料5-2：LEC 東京リーガルマインド大学 学生生活ガイド(平成20年度)
- ・資料5-3：LEC 東京リーガルマインド大学大学院 長期履修学生制度規則

・LEC 会計大学院ホームページ「入学案内 / フォローシステム」

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/support/index.html>

項目	評価の視点	レベル	
5-9	学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されているか。また、その向上に向けて必要な改善が行われているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みやその向上に向けた改善については、以下の通り行っている。

学生生活に関しては、大学院事務局の学生部が一次的窓口となって対応している。その他の事項に関しては、事案に応じて進路支援センターなどとも連携を図り、学生生活に関する支援・指導体制の充実に努めている。

これらの支援・指導体制に関しては、学生に対しアンケートを実施することや事務局受付に設置している「ご意見箱」に学生にて意見・要望を随時受け付けるといった方法により、継続的に検証する仕組みを確立している。なお、学生からの不満・要望等が生じた案件に関しては、研究科委員会において改善策について審議を行うことや、関係部署と協議して所要の改善を行うよう努めている。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2 - 1 : 2008 年度 LEC 会計大学院 学生便覧
- ・資料 5 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学 学生生活ガイド(平成 20 年度)

【点検・評価】

(1) 学生生活に関する支援・指導体制について

本会計大学院では、公認会計士、税理士、米国公認会計士その他資格合格者、ならびに企業・団体等において会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定していることにより、平日夜間と土日中心の授業実施を行っている他、「欠席フォロー制度」と「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」等により社会人を受け入れるための支援体制を充実させている。現に在学生の半数以上が仕事を有する社会人学生であるという特殊性においては、これらの支援体制はいずれも学生から好評を得ており、高く評価できるところである。

(視点 5-1・4・8)

(2) 各種ハラスメントの相談体制について

本会計大学院においては、各種ハラスメントの相談や公益通報・相談を受けた実績は未だないが、事前防止のための啓発活動は継続して努めていく必要がある。(視点 5-3)

(3) 身体に障がいのある者、留学生の受け入れについて

身体に障がいのある者の受け入れや留学生の受け入れについては、社会情勢や学生募集状況を鑑み、研究科委員会や学校経営委員会などを通じて継続的に検討し、体制を整備していく必要がある。(視点 5-7・8)

【今後の方策】

(1) 学生生活に関する支援・指導体制について

現在設定されている「欠席フォロー制度」、「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」について、学生からも広く要望を募るといった方法で、研究科委員会や学校経営委員会などを通じて一層の充実を図っていくための検討を行っていく。

(2) 各種ハラスメントの相談体制について

入学者の属性(男女比や年齢構成、職歴の有無など)を鑑みつつ、ハラスメント対策委員会事務局にて、ハラスメント防止のための研修等を企画・実施していく。

(3) 身体に障がいのある者、留学生の受け入れについて

身体に障がいのある者の受け入れや留学生の受け入れについても、社会情勢や学生募集状況を鑑み、研究科委員会や学校経営委員会などを通じ、継続的に検討していく。